

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十三号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「五千五百円」を「七千七百円」に改め、同項第二号中「二千七百五十円」を「三千三百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。